

1

問題

《古墳時代の政治・文化》

次の各問に答えよ。

(25 点)

- 問1 古墳時代の農耕儀礼に由来し、年の初めに豊作を神に祈って行われた祭りは何か。
(3 点)
- 問2 古墳時代の裁判の方法で、熱湯に手を入れさせることで真偽の判断を行うものを何というか。(3 点)
- 問3 3 世紀中頃～4 世紀後半の古墳時代前期に造営された古墳の副葬品から推察される被葬者の性格を簡潔に記せ。(3 点)
- 問4 雄略天皇を示すとされる「獲加多支鹵(ワカタケル)」の銘が記された鉄剣が発見されたことで知られる埼玉県の古墳を何というか。(3 点)
- 問5 5 世紀末から6 世紀にかけて整えられたヤマト政権の氏姓制度について、80 字以内で説明せよ。(13 点)

ポイント

古墳時代の政治・文化について、単答問題と論述問題の形式で整理する。古墳の時期ごとの特徴、ヤマト政権の政治機構と政権の支配拡大について、本問を通じて知識を確認し、重要語句とその意味を簡潔に説明できるようにしておこう。

解 答

- 問1 祈年祭 問2 盟神探湯 問3 司祭者的性格 問4 稲荷山古墳
- 問5 ヤマト政権を構成する豪族は、氏と呼ばれる同族集団を組織していた。氏は首長である氏上に率いられて政権内部で特定の職務を果たし、その地位に応じた姓を与えられていた。(80 字)

解 法

問 5

思考のプロセス

- 問：ヤマト政権の氏姓制度について説明する

典型的な事項説明型の問題である。事項説明型は字数設定や設問で示された留意点によって解答に盛り込むべき内容が変わるので、解答の要素をうまく取捨選択する必要がある。今回は80 字で説明をするので、5W1H1Rのすべてを盛り込むことはできない。そこで最も重要な「どのような制度か(what・how)」に焦点を当て、その他の要素は省略するとよい。

制度の説明については、氏とは何か、姓かばねとは何かということを中心にまとめよう。氏については、(1)集団の性格、(2)氏の構成、(3)ヤマト政権内での職務との関係を明確にして、端的にまとめたい。

解答の組立て

- 氏＝豪族が組織していた同族集団
首長である^{うじのかみ}氏上が氏を率いる
氏単位でヤマト政権の職務を分担
- 姓＝ヤマト政権内での家柄や地位を表す称号
→氏に与えられる

[ヒントの空欄の解答] 1 氏 2 姓

解 説

- 問1 古墳時代の農耕儀礼では、年の初めに1年の豊作を神に祈る^{としごいのまつり}新嘗祭と、秋に収穫を神に感謝する^{にいなめのまつり}新嘗祭がよく知られている。宮廷でこうした儀礼を執り行った祭司が^{おおきみ}大王、すなわち天皇であった。
- 問2 ^{くかつたう}盟神探湯は、熱湯に手を入れて中のものを取り、その際に火傷をするかどうかで真偽を判断するものであり、氏姓の判定に使用したとされる。
- 問3 古墳時代前期（3世紀中頃～4世紀後半）に造営された古墳には、副葬品として三角縁神獣鏡などの銅鏡や玉・腕輪など祭器・宝器が収められていた。このことから、この時期の古墳の被葬者である各地の首長たちは^{ししやくてきせう}司祭者的性格を持っていたと考えられている。中期（4世紀後半～5世紀末）・後期（6～7世紀）の古墳では副葬品の様相が異なることから、被葬者の性格が変化していったことがうかがえる。

▼古墳の副葬品と被葬者の性格の変遷

	前期 (3C中頃～4C後半)	中期 (4C後半～5C末)	後期 (6～7C)
副葬品	銅鏡・玉などの祭器	馬具・甲冑・鉄製武具	須恵器・土師器
被葬者	司祭者的性格	軍事的政治的支配者	豪族・有力農民

- 問4 ヤマト政権の支配領域の拡大を示す資料として、埼玉県稲荷山古墳出土鉄剣と熊本県江田船山古墳出土鉄刀がある。埼玉県稲荷山古墳出土の鉄剣には、「辛亥年…獲加多支鹵大王」の銘文が、熊本県江田船山古墳出土の鉄刀には「治天下獲×××鹵大王」の銘文があり、両者は同じ大王をさしていると考えられている。埼玉県と熊本県から同じ大王の名を刻んだ剣・刀が発見されたことは、稲荷山古墳出土鉄剣銘の「辛亥年」を古墳の築造の年代から471年とすれば、5世紀後半にはヤマト政権の支配が関東地方から九州南部まで及んでいたことを示しているといえる。なお、「獲加多支鹵大王」は^{ゆうかりてんすう}雄略天皇と考えられている。

問5 ■「氏」とは

現代の日本人がだれでも持っている苗字と名前のうち、苗字とは特定

✔ **ここもチェック**
天皇即位後最初の新嘗祭は大嘗祭と呼ばれるので覚えておこう。

✔ **図表のここに着目**
時期ごとに、副葬品とそこから読み取れる被葬者の性格をセットで押さえておこう。

の家への所属を示す名称のことで、法律的には氏と呼ばれる。しかし、古代の氏は、現代のこの氏と同じではない。5～6世紀に氏姓制度が整備された頃の氏とは、ヤマト政権を構成する豪族がそれぞれに形成していた同族集団を示す。同族集団といっても、氏には、首長である氏上の直系の血縁者だけでなく、傍系の血縁者、さらには非血縁者までも含まれることがあった。氏上と氏の成員である氏人は、朝廷で政治的な地位を占める資格を持っていた。とくに氏人を統率する氏上は、氏を代表して政治に参与し、一定の地位を世襲した。

そのため、氏の名には朝廷での職掌から派生したものが少なくない。最も早くに成立した中臣・大伴・物部氏などの氏の名は、中臣氏が祭祀、大伴・物部氏が護衛というように、それぞれの職掌に由来している。次いで現れたのが、葛城・平群・巨勢・蘇我氏など、氏の本拠地の地名を冠したもので、氏の名はこの2種に大別される。

■「姓」とは

氏を組織するヤマト政権の豪族は、その家柄や地位を表す称号として、姓を有していた。姓の起源は、氏人の氏上に対する尊称に始まると思われるが、大王家を中心とする秩序が整えられていく中で、朝廷が姓を与奪できるようになり、制度化されたと見なされている。

■「臣」と「連」

姓には臣・連・君・直・造・首・史などがあったが、これらのうち、臣・連姓を賜った豪族が、ヤマト政権の中枢をなしていた。臣姓豪族とは、葛城・蘇我・平群・巨勢・吉備・出雲氏などで、大王家から分かれた大和出身の有力豪族、ないしは地方の大豪族である。これに対して連姓豪族とは、中臣・大伴・物部氏など、特定の職掌で朝廷に仕えてきた、大王家とは祖先の違う豪族であった。これらの臣・連の中で最も有力な者が大臣・大連に任ぜられ、中央豪族の意志を代表して、国政を左右した。

■「部」とは

以上のように、姓を持つ氏によって構成されていたヤマト政権の支配組織が、氏姓制度である。氏姓制度では、大王家や豪族に部と呼ばれる労働集団が隷属して、生産に従事していた。

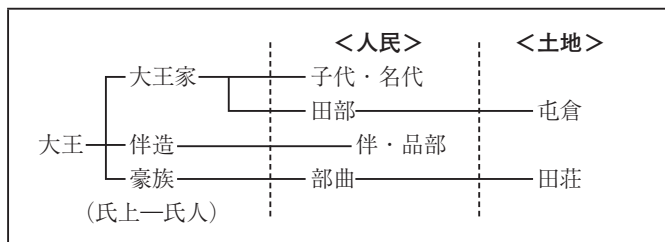
大王家・朝廷に所属した部としては、子代・名代と品部、そして田部が挙げられる。子代・名代の部とは、大王家の生活に必要な物資の貢納に当たった集団で、国造などの地方豪族の領域内の農民の一部を割いて設けられた。一方、品部は、特殊な技能を要する物資の生産や、専門的な労働で朝廷に奉仕した部で、前者の例としては錦織部・韓鍛冶部・陶(作)部、後者の例としては史部・馬飼部などが挙げられる。これらの品部は、朝廷の政務や祭祀を分担する伴造と呼ばれる豪族と、その氏人である伴に従っていた。そして田部とは、朝廷の直轄地である屯倉を耕作する農民で、国造クラスの地方豪族の私有民を割いて設けられた部である。

▶ ここもチェック

君は地方の有力豪族に、直は国造に、首は村落の首長クラス（渡来人系が多かった）に与えられた姓であった。

各豪族に所属する部は^{かきべ}部曲で、それを有する豪族の名によって、蘇我部・大伴部などと呼ばれていた。豪族の私有民である部曲は、大体が自然に成立した村落の単位で編成され、豪族が現地に私有する^{たどころ}田莊の耕作に当たっていたとされる。

▼部民制度



図表のここに着目

大王家・豪族が、それぞれ私有民である人民（部民）と私有地を領有する「私地私民」の体制であった。